

企業会計基準委員会 御中

実務対応報告公開草案第 26 号「信託の会計処理に関する実務上の取扱い(案)」に対する
意見

新日本監査法人
金融サービス部
竹之内 和徳

□ Q3 の A3「期末時の会計処理」について

不動産の信託による流動化の場合、不動産信託受益権が優先部分と劣後部分のように質的に異なる受益権に分割されている場合があるが、その場合の減価償却費の計上の要否、計上方法について明らかにすべきである。

(理由)

不動産信託受益権が質的に分割された場合についての会計処理は、本公開草案において特段明示はされていないが、日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第 15 号「特別目的会社を活用した不動産の流動化に係る譲渡人の会計処理に関する実務指針」の「設例による解説/設例 3/3 (注)」では、劣後部分の減価償却費の計上が行われる旨の記述があり、優先劣後構造になった場合でも減価償却費の計上が必要になると思料される。

しかし、優先部分又は劣後部分の減価償却費を計上するにあたり、単に全体の減価償却費を受益権の金額比率で按分して計上するのか、劣後部分のみ減価償却費を計上するのか等、減価償却費を如何に計上するのが帰属させるか不明なため、本案において明らかにすべきであると考え。

以上